

平成 20 年 6 月 2 日

各 位

株式会社みなと銀行

事業承継コンサルティング業務への取組強化について

地元のお取引先企業の円滑な事業承継をサポートするため、平成 20 年 6 月 2 日付で外部の専門家と提携し、事業承継に関するコンサルティング業務を強化することとしましたので、お知らせいたします。

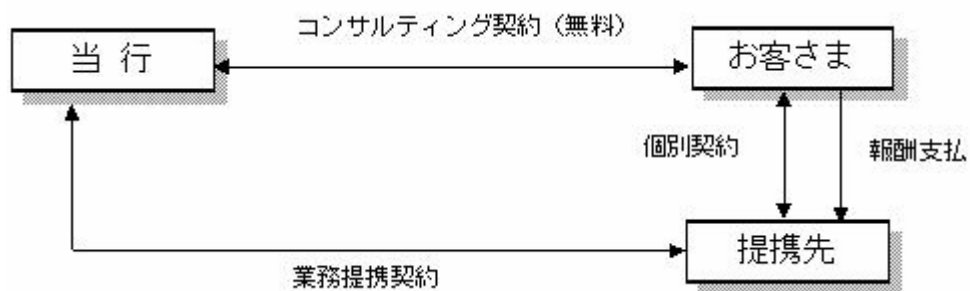
高齢化社会の進展とも相まって、ますます注目度も高まりつつある事業承継は、大きく分けて①親族内承継、②従業員等への承継又は外部からの経営者雇い入れ、③M&A、の3つの解決策があります。一方、事業承継を円滑に出来なかった場合には、廃業・清算という事態にもなりかねません。当行では、事業承継の解決策のひとつであるM&Aについては、平成 13 年 4 月より専門チームを立ち上げ、これまでに約 20 件の仲介実績がありますが、今般の外部の専門家との提携により、お取引先企業の事業承継全体に関する幅広いニーズに対して、より積極的に個別事情を勘案したご提案できるようになります。また、提携先は必要に応じて増やしていく予定です。

みなと銀行では、今後もお客さまのさまざまなニーズに的確かつ迅速に対応し、地元企業並びに地域経済の発展に貢献してまいります。

■ 事業承継に関するコンサルティング業務概要

業務の概要	税理士、弁護士等の専門機関と提携、お取引先企業の事業承継ニーズに対し、個別の事情を勘案した上、事業承継計画等の作成及び計画の実行支援を行う。
取扱店	全店（但し、業務に関する説明は、法人業務部が担当。）
費用	当行とのコンサルティング契約については無料です。但し、お客さまは提携先に対しては、別途費用負担が必要となります。
提携先	・永野税理士事務所（税理士 永野 卓美） ・弁護士法人 神戸シティ法律事務所（代表社員 弁護士 井口寛司）
提携日・業務開始日	平成 20 年 6 月 2 日（月）

■ 概略イメージ図



以 上